資本・政府は責任とれ

〝沖裁判〟第3回公判で追及

〝沖裁判〟の第三回公判は去る九月二十二日、福岡地方裁判所法廷で、三池労組やCO患者家族に主婦会員など約三十人近い傍聴者が真剣に見守るなかで開廷された。この日の公判はほとんど、代理の古原進弁護士の〝意見開陳〟で終始したが、同弁護士の意見は沖裁判のもつ問題の本質を正しくとらえていて注目された。次の文は、その抜粋である。

福岡地検の起訴状によれば、被告＝沖さんが、三井鉱山の係員に対して暴力をふるったことになっているが、沖さんはそんな暴力をふるった覚えはない。

なるほど団体交渉を開くように相手の三川鉱長（岡田二郎）に要求した際、多少のいざこざはあったとしても、それは労働組合としての、憲法に保障された正当な行為に照らして見ても、断じて暴力行為などといえるものではなかった。ましてそのときの団体交渉は、組合としての要求にもとづくものでもあったし、その点からも正当な行動であった。

もちろん、いかなる場合も暴力の行使は許されない。だとしても、暴力行為のすべてが有刑にあたいするということはできない。そのときの状況がどうであったか、という問題を見ることを忘れてはならぬ。すでに最高裁で出されている判決例を見ても、平和的説得行動において発生した事件に

だれが大爆発をひき起したか
正当な行動を暴力とは何ごと

ついては、諸般の事情をよく見て慎重に対処しなければならないことを明らかにしている。労働基本権からして、このことは当然過ぎることである。

労働基本権は、いわば勤労者にとってまさに生存に関する問題である。従って、労働者の行動に関する問題について慎重に対処しなければならないことはいうまでもなく、事実数多くの判例が出ている。

この場合も、事件発生当時、被告＝沖さんがどのような状況のもとでどのような行動をとったか、果たして有刑にあたいする暴力が行使されたものかどうか、正しく見ていただくことを切望する。

もともと、この事件の背景はきわめて深い。

また、被告＝沖さんはCO患者の一人である。つまり、昭和三十八年十一月九日に三井三池の三川鉱で発生した、あの炭じん爆発による被災者である。

当時、一般の商業新聞さえいったものだった――「いったい、人間がこんなにも悲惨な姿で死んでよいものだろうか」と。

あの大爆発で、労働者四百五十八人が死亡し、八百人以上のCO患者がつくり出された。

CO患者といえば、その後生きながらの地獄の苦しみを強いられている。性機能不能、計算できなくなった人、まったく子どもに変わってしまった人、などいろいろである。

三井鉱山の会社側は、このようなCO患者をその後見殺しにしてきたが、この大爆発の責任がどこにあるかを考えずに、本件だけに目を奪われてしまうことはできない。

三川鉱炭じん大爆発は、いうまでもなく会社側が坑内保安を手抜きしたことを原因に発生したものである。

三井鉱山側は、去る昭和三十四年に行なった合理化を手はじめとして、次々に合理化計画を労働者に押しつけ、三十八年の七月に、直接大爆発をひき起こすうえで決定的ともなった、第三次合理化を強行してきた。そのため、三十八年ごろ九千二百人からいた三池の労働者が、四十年にはわずか七千四百人にも減っているほどである。

会社は、出炭能率をあげるために、間接部門や保安関係の作業人員を極端に減らし、三池闘争前に十二人も配役されていた大斜坑道の保安要員が、爆発が起きたころにはたった一人といった状態であった。

散水はされず、岩粉は散布されず、大斜坑道に炭じんは集積し、そのためもともと起こりっこない大災害の発生を見ることとなった。会社が、まさにまったく初歩的な保安措置をさえ放置していたのである。

この大爆発をひき起こした三井鉱山は、いうまでもなく殺人罪にあたいする。当時遺族の皆さんが、そのような会社幹部を〝殺人罪〟で告訴しているが、それは当然なことであった。

このようにして起こった大爆私によって生み出された、犠牲者・被害者には、会社側が十分な補償を与えるべきことはいうまでもない。さらには、このような大爆発をひき起こす一つの原因ともなった〝石炭政策〟を計画・実行した政府の責任もまた問われなければならない。

だが現実はどうか。これという補償は行なっていない。それどころか、大爆発が発生した直後の西日本新聞の記事によれば、当時の栗木幹社長はいっている――「この種の爆発は、炭鉱の場合全山爆発になりやすい性質をもっている。こんどの場合、全山爆発に至らなかったのは三池の保安がよかったからだ」と。彼はこのとき、早くも責任回避の姿勢を固めている。犠牲者や被災者のめんどうを見るという、誠意の一片も見せないはずで、この態度は道義上からも法的にも許されることではない。

政府にしても、正しい処理を行なってはいない。昭和四十三年の十月末に、労災法にもとづく補償の限界の三年間がきたことを理由に、大事な補償を打ち切った。

さらには、折角制度化なった〝CO特別措置法〟のなかで〝前収補償〟を考えるどちゃんと約束しているにもかかわらず、約束をふみにじっている。同特別法の国会通過の際、社会党の小柳勇議員の質問に対して、当時の早川労働大臣は、CO中毒のためやむを得ず軽作業の職種に移る者に対しては、労災法による補償で七級を考えることを約束しながら、政府はその後その約束を実行してはいない。三井鉱山にしても、爆発責任者としての当然な措置もとっていない。

いうまでもなく本件は、「前収補償」「完全治療」「解雇するな」という要求する、当然な団交要求にもとづいて起こった争いである。当時の三川鉱長（当時も今も岡田二郎）自身、面接することを約束してもいた。それで、会おうとはしなかった。従って、CO患者の分会員が、毎日「鉱長は俺たちと会え」と要求して鉱長室におもむいたのは、やむを得ない、しかも正当な行為だったのである。

このことを見ずに、本件について考えることはつつしむべきで、その点裁判官の正しい認識を切に希望しておく。

主張

道はひらけてきた
強めようCO闘争

昭和三十八年十一月九日が九たび巡ってきた。三井鉱山の第三次合理化による意図的殺人傷害事件である。四百五十八名の遺族と、八百三十九名のCO中毒患者は、今なお病床に生活苦に呻吟している。

その災害の爪あともまだ癒えぬうちに、再度昭和四十二年九月二十八日、同じ三川鉱で坑内火災をひき起こし、七名の犠牲と三百九名のCO患者をつくりだした。あまつさえ三井鉱山は、災害の責任を取るどころか、被災者の首を切ろうとさえしている。

それに九・二八坑内災害は、CO中毒特別措置法が衆院本会議で可決されてから、わずか二ケ月後のことである。

災害は三川鉱という――〝地下室〟に働いていた労働者の群の中に、COガスを注入して殺すとでもいえる、まさに前近代的な犯罪であった。第二次大戦終結後に開かれた軍事法廷が、ナチスの残虐を処断したアウシュビッツのガス殺人にさえ匹敵する、大量殺人の一つの歴史である。

この事実のうえに立って、労働者は忘れることなく、責任を追及しなければならない。それをしない限りは、資本は決して合理化による人間の虐殺をやめることはない。

災害は、必ず〝人災〟である。支配者が常に被支配者に対して行なう合理化には、すべてこの非人間的な人災がともなわれば集中的に襲いかかる危険をはらんでいる。

このような合理化に対決するには、労働者の階級的統一と団結による抵抗闘争以外に方法はない。三池の反合理化闘争の歴史は、つまるところ、「いのちとくらしを守る闘い」の基調でもあるのである。それを、長期抵抗統一路線という科学的展望をもった闘いに組織し、今日具体的な展開を見せているのが、CO闘争にほかならない。

三池闘争により、労働者の生首切りがいかに高くつくかという、全資本の反省の中から、今日の合理化の方法として、配転、一時帰休、時短、就職あっせん、事前協議など、人べらし合理化から労働者の目をそらす手段が、全国的に採用されている。三池においても第五次石炭政策に基づく石炭部門の分離ということを立て前として坑外部門の切り離し、縮小、第二会社への配転、下請の強化などを通し、利潤追及と同時に思想攻撃（ZD、QCなど）を併せての組織攻撃、分離弱体化を進行させてきている。

労働条件や保安は完全に排除され、独占の利潤確保のための仕組みだけが提起される。「三井鉱山が生きのびるため、皆さんの生活を守るため」、という美辞麗句で労働者を追いこんでいくのである。

事実、今九・二八CO患者の治癒認定と労災打切りが、目前に迫っている。医学上からも、また人間的見地からも、当然一生人間的に生きる権利を持っている労働者を保護するはずの労災法をタテにとって逆に圧迫し、治っていない者も治っていると判定し、資本として役立たない者は職場から追放する仕組みが今日の通例となっている。資本主義制度の本質を見せつけている。

このことは全国の労働者の共通の問題といわなければならない。そして、長い間の苦しみを背負って今日まで歩みつづけてきた苦難の歴史を、CO闘争の闘いの展望と思想的に結合して闘いを進めよう。また、そのことを可能にする客観的条件は整ってきた。日中国交の正常化が歴史の必然であるように、人間の権利の歴史も必然的な歩みをもっている。道はひらけている。CO闘争がそのことを明らかに示しているではないか。

× × ×

連載小説

或る報復

三川岡浦益実　(8)

夏休みも終り、そして秋も過ぎた。歳末になると、冷気が家の中まで襲った。

強一の父護は、年が明けると数え年で四十二才になる。四十二才は男の厄年といわれている。

仕事仲間や近所の人が、護を厄入りに招んだ。雪子の家で酒席が準備された。

四十二といえば、子供が大きくなりかけたころで、家庭にとって最も重要な時であるが、肉体的にも下り坂を迎え、或人病が隙を伺い始めることから厄年とされているのかもしれない。また「シニ」につながるからという人もある。

厄除けの意味で、友人が厄入りをしてやり、年が明けると、厄晴れを当人が主備するのが慣例になっていた。結局はそれを口実に、一杯傾けたい男たちの切ない知恵である。

つい先月、四十才の誕生日を迎えたばかりの護も、あと一週間もすれば、数え年では四十二才ということになるのだ。

男たちは談笑しながら盃をかわした。忘年会も兼ねていた。話題は仕事の話や愚痴が多かった。

強一は護の横で鶏の骨をしゃぶった。

そのうち歌になった。酒を飲む時の男たちは楽天的だ。炭坑節から、のんきな父さん、金色夜叉とつづいた。

護も関の五本松をうたった。

一本切りゃ四本
あとは切られぬ夫婦松

めおと松とうたう時、亡妻を思い出したのか、護の声は哀調を帯びていた。

酒宴は最高潮に達した。歌も次第に卑猥なものに変った。

七ツ出たホイの
ヨサホイのホイ
生意気おんなと
するときにゃ　ホイ
ビンタ打ち打ち
せにゃならぬ　ホイホイ

無精ひげの男が大声で唄った。唄ったというより怒鳴ったといった方が正しい。

そろそろ座も乱れかけていた。

「逢いたアさ見たさーに、こわさアを忘れーッと、おい雪ちゃん、刺身はもう無かか」

ヨサホイを唄った男がバシで皿をたたいて言った。「おっかちゃんに聞いてみてくれ」

腹がくちくなった強一と雪子は大人たちの酒盛りをよそに、隣りの部屋ではさみ将棋をしていた。

雪子は立上って台所へ行った。母は下の子をおぶって酒のカンをしていた。

「おっちゃん、もう刺身はなかげなよ」と雪子が台所からもどって言った。

「そうかい、そんなら雪ちゃんのチンチンば、刺身にして食おかね」とヨサホイの男は皿を持って腰をあげた。

「イヤー、おっちゃんは好かん」と悲鳴をあげて逃げる雪子を男は面白がって追いかけた。

「雪ちゃんがつは、うまかろね」雪子は前を押さえて、キイキイ喚きながら、イヤなおっちゃんにつかまるまいと飯台を回った。男はなおも追いすがってきた。